

備後圏都市計画下水道の変更  
(尾道市決定)

尾道市公共下水道

計 画 書

広島県尾道市

## 備後圏都市計画下水道の変更（尾道市決定）

備後圏都市計画下水道 尾道市公共下水道「2排水区域」及び「4その他の施設」中 古浜ポンプ場及び東尾道終末処理場を次のように変更し、「4その他の施設」中 正徳浜ポンプ場ほか5施設を廃止する。

### 2. 排水区域（分流式）

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考） 面積 約 520ha [うち処理区域 約 520ha、排水区域 約 520ha]

### 4. その他の施設

名 称	位 置	備 考
古浜ポンプ場	尾道市古浜町	
栗原ポンプ場	尾道市天満町	
久保ポンプ場	尾道市久保一丁目	
今免新涯ポンプ場	尾道市山波町字今免新涯	
西新涯ポンプ場	尾道市高須町字西新涯五ノ丁	
高西東新涯ポンプ場	福山市高西町南	
東尾道終末処理場	尾道市東尾道	

「区域は計画図表示のとおり」

理由は別紙のとおり

## 理由書

### 1 施設の概要

尾道市の公共下水道は、昭和 57 年に都市計画決定し、これまで排水区域や施設の追加・変更により、計 2 回の変更が行われ、現在に至っている。平成 28 年度末における本市の汚水処理人口普及率は 47.8%で、国及び広島県の汚水処理人口普及率（国：90.4%、広島県：87.1%）と比べると非常に低い水準にあり、多くの未整備区域を残している。

平成 29 年度に策定した尾道市総合計画では、社会経済潮流の変化を踏まえ、「安心して暮らせるまち」を目標とする都市像と設定し、誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくりを進めるために、生活基盤として公共下水道の効率的な整備と小型合併浄化槽の普及を図ることとしている。

尾道市では、平成 30 年度に尾道市汚水処理構想を改訂し、今後約 10 年で公共下水道の整備率 95%の達成を目指している。尾道市では目標達成のため、未整備地区を対象に、より効率的かつ早期に整備が可能な公共下水道区域となるように、地域特性を勘案の上、集合処理区域と合併浄化槽による個別処理区域に区分の見直しを行い、公共下水道区域の変更を行う。

### 2 変更の理由

今回の変更は、汚水処理施設の早期普及率の向上を実現させるために、処理区域を縮小するものである。それに伴い、汚水ポンプ機能の削除に伴う古浜ポンプ場と、水処理・汚泥施設機能の削除に伴う東尾道終末処理場の区域の縮小を行う。

また、処理区域の縮小と合わせて、排水区域も縮小し、それに伴い雨水ポンプ場 6 か所を削除するものである。